

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

No.	項目	コメントの概要	金融庁の考え方
適用開始時期			
1	主要行等向けの総合的な監督指針Ⅲ-11-2-1	監督指針の適用・管理態勢の整備は、Jurisdictional Modular Protocolの公表時期だけでなく、主要国の証拠金規制対応スケジュール、及び米国を含む主要国の解約権停止の対外効確保に向けた対応進捗を踏まえ、充分な準備期間を設けて頂きたい。	貴重なご意見として承ります。監督指針の適用時期につきましては、2017年4月1日とさせていただきます。
2	主要行等向けの総合的な監督指針(全般)	本規制はグループにおける管理態勢の整備を通じて連結ベースで適用され、日本の会社の海外現地法人が締結している契約にも適用されるものと理解している。そのような契約のほとんどが英国法あるいはニューヨーク州法等の日本法以外の法律を準拠法としていること、日本の破たん処理制度に関する英語文献が少なく海外での認知度、理解度が必ずしも高くはないと思われること、証拠金規制の導入により各大手金融機関では既にリソースに非常に大きな負荷がかかっていること等を考慮すると、本規制対応には多大な労力、時間を要することが予想される。また、本規制を遵守する場合の中心的方法としては、相手方にISDA Resolution Stay Jurisdictional Modular Protocolに参加してもらい、合わせてJapan Jurisdictional Moduleを採択してもらうことになると考えているが、そのためにはJapan Jurisdictional Moduleの作成が必要である。例えば、英国規制確定後、英国規制用Jurisdictional Moduleの完成までには6ヶ月を要しており、言語の異なる日本の規制の場合にも作成、完成にはそれなりの時間がかかることが予想される。 なお、同様の規制を既に導入している国もあるが、取引相手方の類型を分けて段階的な導入を行う等の配慮を行っているところもある(先の英国規制について言えば、同国では本年6月1日から同様の規制が導入されているが、取引相手方が、公衆から預金等を受け付け自己の勘定において貸付けを行う”Credit Institution”等以外である取引については、2017年1月以降に初めて規制が及ぶこととされている。)。 本規制の導入時期、方法を決める際には、上記のような点をご考慮頂き、規制が最終化されてから適用までの期間を1年以上設けるよう検討いただきたい。また、カウンターパーティに対するリスク量や規模に応じた段階的な適用や証拠金規制と同様に金額上の閾値を設ける等、日本の金融機関が行う市場取引ビジネス及びリスク管理に支障が出ないようにご配慮頂きたい。	
3	金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(全般)	本規制は連結ベースで適用され、日本の会社の海外現地法人が締結している契約にも適用されるものと理解している。そのような契約のほとんどが英国法あるいはニューヨーク州法等の日本法以外の法律を準拠法としていること、日本の破たん処理制度に関する英語文献が少なく海外での認知度、理解度が必ずしも高くはないと思われること、証拠金規制の導入により各大手金融機関では既にリソースに非常に大きな負荷がかかっていること等を考慮すると、本規制対応には多大な労力、時間を要することが予想される。また、本規制を遵守する場合の中心的方法としては、相手方にISDA Resolution Stay Jurisdictional Modular Protocolに参加してもらい、合わせてJapan Jurisdictional Moduleを採択してもらうことになると考えているが、そのためにはJapan Jurisdictional Moduleの作成が必要である。例えば、英国規制確定後、英国規制用Jurisdictional Moduleの完成までには6ヶ月を要しており、言語の異なる日本の規制の場合にも作成、完成にはそれなりの時間がかかることが予想される。 なお、同様の規制を既に導入している国もあるが、取引相手方の類型を分けて段階的な導入を行う等の配慮を行っているところもある(先の英国規制について言えば、同国では本年6月1日から同様の規制が導入されているが、取引相手方が、公衆から預金等を受け付け自己の勘定において貸付けを行う”Credit Institution”等以外である取引については、2017年1月以降に初めて規制が及ぶこととされている。)。 本規制の導入時期、方法を決める際には、上記のような点をご考慮頂き、証拠金規制と同様に金額上の閾値を設ける等、日本の金融機関が行う市場取引ビジネス及びリスク管理に支障が出ないようにご配慮頂きたい。	
4	保険会社向けの総合的な監督指針(全般)	今回の監督指針の適用にあたっては、外国法準拠の契約の管理態勢の体制整備を社内やグループ会社で準備する必要があります。その準備には時間が掛かることが想定されます。 ついで、適用開始時期は、パブコメの結果公表後、一定期間経過後(最低でも数ヶ月)としていただきたく存じます。 仮に海外子会社が本監督指針の適用範囲となる場合には、より長い準備時間を要することが想定されます。国内・海外の子会社に対して適用時期を段階的に設定するなど、柔軟な対応をご検討いただきたく存じます。	

No.	項目	コメントの概要	金融庁の考え方
監督手法（監督指針の運用等）			
5	主要行等向けの総合的な監督指針 Ⅲ-11-2-2	監督指針の趣旨に鑑みれば、全取引に対してステイの対外効を確保することまでは求められておらず、本邦金融システムに著しい混乱が生じることの回避を目的としている。 このため、例えば店頭デリバティブ取引であればグループの想定元本全体の9割をカバーする水準を目安にする等して、取引の重要性に鑑みて対象（拠点・取引・子会社・業種等）を選定することを許容頂きたい。	対象金融機関等においては、個別具体的な状況（例：取引量、リスク特性、取引の相手方の属性等）を踏まえつつ、秩序ある処理等の円滑な実施の確保の観点から必要となる外国法準拠の契約の管理態勢を整備することが求められます。
6	主要行等向けの総合的な監督指針 Ⅲ-11-2-2	新興国の地場通貨建取引を中心に、各国法制に基づく定型の契約フォーマットを利用するデリバティブ取引等は少なくない。このような契約をアmendするのは実務的に極めて負荷が高く、対現地当局・業界団体との関係上も対応が困難であるため、取引規模等を勘案の上、ステイの対象外として頂きたい。	
7	主要行等向けの総合的な監督指針 Ⅲ-11-2-2 (1), (2)	相手の理解度、取引規模や属性等を勘案した上で、柔軟な対応が認められるべき。	
8	主要行等向けの総合的な監督指針 Ⅲ-11-2-2(2)	既存契約についても、「ステイの決定の効力等が当該契約に及ばない場合の影響の重要性を勘案した上で、必要に応じ」、新規取引と同様の対応を行うことが望ましいとされている。 今後既存契約のもとで新規取引を行うことを予定していない場合、既存取引に関しての対応は、事後的に相手方に解約権行使等の制限を受け入れてもらうことになるため、必ずしも容易ではなく、特に当方要望に相手方が同意するために相手方が背後にいる多くの投資家の同意を取得する必要がある場合等はほぼ不可能である。 本規制における、既存取引について新規取引と同様の対応を行う「必要」があるか否かの判断は、ステイの効果を及ぼす必要性に関わる要素（取引量、そのリスク特性）に加えて、上記のような現実的な対応の難易度も考慮して行うものと理解してよい。	
9	金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 Ⅳ-8-2-2(2)	既存契約についても、「ステイの決定の効力等が当該契約に及ばない場合の影響の重要性を勘案した上で、必要に応じ」て新規取引と同様の対応を行うことが望ましいとされている。 既存取引に関しての対応は、事後的に相手方に解約権行使等の制限を受け入れてもらうことになるため、必ずしも容易ではなく、特に当方要望に相手方が同意するために相手方が背後にいる多くの投資家の同意を取得する必要がある場合等はほぼ不可能である。 本規制における、既存取引について新規取引と同様の対応を行う「必要」があるか否かの判断は、ステイの効果を及ぼす必要性に関わる要素（取引量、そのリスク特性）に加えて、上記のような現実的な対応の難易度も考慮して行うものと理解してよい。	
10	中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 Ⅱ-12-1-2	自国での法整備が完了していない国との契約については、努力目標とするなどの配慮をいただきたい。	対象取引について、特定解除等の条項を含む外国法準拠の契約を締結する場合又は特定解除等の条項を含む既存の契約に係る新規の取引を行う場合、金融システムの著しい混乱が生ずるおそれを回避するという本指針の趣旨に鑑み、ステイの決定の効力等の確保に向けた最善の努力を尽くすことが求められます。少なくとも、取引の相手方との間の交渉経緯等を記した書面等を作成したうえで、秩序ある処理等の円滑な実施の確保に向けて必要な契約上の対応を継続的に取り組んでいくことが求められると考えられます。
11	主要行等向けの総合的な監督指針 Ⅲ-11-2-2 (1), (2)	対象取引について特定解除等の条項を含む外国法準拠の契約を締結するに際し、相手方がステイの決定の効力等が当該契約に及ぶことを拒否した場合、契約締結は謝絶しなければならないのか。 あるいは、既存の契約に係る新規の取引を行う場合に相手方がステイの決定の効力等が当該契約に及ぶような対応を拒否した場合、契約解除（その結果、取引の清算等が必要となる）を行う必要があるのか。	
12	主要行等向けの総合的な監督指針 Ⅲ-11-2-2 金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 Ⅳ-8-2-1	本規制で課されるのは態勢整備義務であり、規制が導入された後も、プロトコルへの参加等をしていない金融機関と一切取引をしてはならないという取引回避義務を課するものではないと理解しており、柔軟な規制手法を選択頂いたものと理解している。 一方で、どういう場合に取引してよいか、いけないかが必ずしも明確ではなく、金融機関によって異なる対応がなされる恐れもある（例えば、規制導入当日にはプロトコルに参加していないが、それに向けて検討を行っているという場合は取引が可能だと思われるが、規制導入後、大体何週間/何ヶ月までならそのまま取引できるのか？ 相手方がプロトコル参加等の対応をする意思がないことを明確に示した場合に取引を継続してよいのか、等）。規制遵守に真剣に取り組む金融機関が逆にそのためにビジネスチャンスを逃したりすることにならないよう、規制確定後に監督の目線についての業界とのコミュニケーションに応じて頂きたい。	
13	金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 Ⅳ-8-2-2(1)	本規制はステイの決定の効力等確保に向けた管理態勢の整備を求めるものであるため、プロトコルに批准していない契約相手方とも直ちに取引停止が求められるわけでないという理解でよい。	

No.	項目	コメントの概要	金融庁の考え方
14	主要行等向けの総合的な監督指針 Ⅲ-11-2-2 (2)	「影響の重要性」を勘案するファクター、判定基準について明確化頂きたい。	秩序ある処理等の円滑な実施の確保という本指針の趣旨を踏まえ、量的影響、質的影響の両面から「影響の重要性」を判断する事が考えられます。
15	保険会社向けの総合的な監督指針 Ⅱ-5-4-1-2	既存の契約に係る留意事項における、外国法準拠の既存の契約に対する対応要否の判断として、「ステイの決定の効力等が当該契約に及ばない場合の影響の重要性を勘案した上で」とありますが、どのような基準を想定されているか、ご教示ください。	
16	主要行等向けの総合的な監督指針 Ⅲ-11-2-3	「銀行グループの管理態勢について深度あるヒアリングを行い」とあるが、ヒアリング項目の目線をお示し頂きたい。	秩序ある処理等の円滑な実施の確保が図られているかを検証する上で必要と考えられる項目(例えば、本指針の対象となる外国法準拠の契約に基づく対象取引に係る取引量及びその内訳、対象取引のうちステイの決定の効力等が確保されている取引の割合、ステイの決定の効力等が確保されていない対象取引についての取組みの状況等)についてのヒアリングを実施することが考えられます。
対象となる取引相手方等			
17	主要行等向けの総合的な監督指針 Ⅲ-11-2-2(1)	他国規制と平仄を合わせ、各国中央銀行・中央政府を相手とした契約は、ステイ管理対象契約から除外すべき。	外国中央銀行・外国中央政府・FMIを一律に本指針の対象となる取引の相手方から除外する事は、秩序ある処理等の円滑な実施の確保の観点から、適当ではないと考えられます。
18	主要行等向けの総合的な監督指針 Ⅲ-11-2-2(1) 金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 Ⅳ-8-2-2(1)	「中央清算機関を除く取引相手方」との対象取引については規制対象とされているが、外国の中央銀行のように重要な流動性供給機能を果たしている先については、規制対象から除外して頂きたい。	
19	主要行等向けの総合的な監督指針 Ⅲ-11-2-2(1)	対象取引の相手方の範囲について、「中央清算機関を除く取引の相手方」とあるが、政府、中央銀行、FMI(金融市場インフラ)等についても中央清算機関と同様に範囲から除外されることをお願いしたい。	
20	主要行等向けの総合的な監督指針 Ⅲ-11-2-2(1)	万が一、各国中央銀行・中央政府を監督指針の対象先を含む場合には、事前に当局間で交渉し、民間金融機関と各国中銀・中央政府との交渉が円滑に行えるようお取り計らい頂きたい。	貴重なご意見として承ります。
21	保険会社向けの総合的な監督指針 Ⅱ-5-4-1-2	「中央清算機関を除く取引の相手方との間で、特定解除等の条項を含む外国法準拠の契約を締結する場合(既存の契約内容を実質的に変更する場合を含む。)及び既存の契約に係る新規の取引を行う場合、取引の相手方が所在する法域にかかわらず、ステイの決定の効力等が当該契約に及ぶことを可能とするために必要な対応(注)を行っているか」とありますが、委託清算参加者として中央清算機関でのセントラルクリアリングを行っている場合、つまり受託清算参加者との間で、外国法準拠のクリアリングブローカー契約を締結している場合、当該クリアリングブローカー契約については、中央清算機関同様に取引の相手方から除かれるという理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
対象となる取引範囲等			
22	主要行等向けの総合的な監督指針 Ⅲ-11-2-2(1)	金融先物取引(いわゆる「金先」)は「対象取引」に含まれるか。	店頭金融先物取引については、対象取引に含まれます。
23	主要行等向けの総合的な監督指針 Ⅲ-11-2-2(1)	「及びこれらの取引に”類似”する取引」「これらの取引の担保の目的で行われる取引含む」について、明確化頂きたい。 一括清算法における特定金融取引との関係を明確化頂きたい。	現時点で想定している対象取引は、金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律第2条第1項に定める特定金融取引、及びこれらの取引の担保の目的で行われる取引となります。将来的に、新たな取引類型について解釈上の疑義が生じた場合には、秩序ある処理等の円滑な実施の確保の観点から、個別に類似性を判断をすることになると考えられます。
24	主要行等向けの総合的な監督指針 Ⅲ-11-2-2(1)	対象取引は「店頭デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券の買戻又は売戻条件付売買、有価証券の貸借、選択権付き債券売買取引、先物外国為替取引、店頭商品デリバティブ取引及びこれらの取引に類似する取引(これらの取引の担保の目的で行われる取引を含む)」と定義されているが、ISDAが作成するプロトコルではISDA Master Agreementに基づかない取引をプロトコルの対象とするには、対象としたい取引を特定して列挙(参照先法規制での列挙を含む)する必要がある。 ・「これらの取引に類似する取引」について、現時点で該当する具体的事例があれば追加で列挙いただきたい。 ・上記の理由からISDAプロトコルでは具体的に列挙された契約に対象を限定することになるが、そのプロトコル批准で監督指針のⅢ11-2-2(1)の①に掲げる対応に該当するということで良いか。	

No.	項目	コメントの概要	金融庁の考え方
25	主要行等向けの総合的な監督指針Ⅲ-11-2-2(1)	どの範囲の契約のアmendをもって「実質的に変更」とするのか、その基準を明確化頂きたい。 既存の契約”に係る”取引の範囲についても明確化頂きたい。	ご質問の点については、個別の事例ごとに、実態に即して判断すべきものと考えられますが、一般的には、例えば、契約当事者、取引の種類、取引金額、期間、保証人、担保目的物の種類・金額等の変更は契約内容の重要な変更であり、実質的な変更に該当します。 「既存の契約に「係る」取引」とは、原則、既存の契約に基づく個々の対象取引を意味します。
26	主要行等向けの総合的な監督指針Ⅲ-11-2-2(1)	「契約締結等」について、「特定解除等の条項を含む外国法準拠の契約を締結する場合」、「既存の契約に係る新規の取引を行う場合」には、既存契約に紐付く既存取引の期限前任意解約や条件変更は含まれないという理解で良いか確認させていただきたい。	既存の契約に係る既存取引の期限前任意解約は「契約締結等」に含まれますが、他方で、既存取引の条件変更は、当該条件変更が新規の取引の実施と同視できる場合には「契約締結等」に含まれることになると考えられます。
27	主要行等向けの総合的な監督指針Ⅲ-11-2-2(1)	「既存の契約に係る新規の取引を行う場合」も同項目中の必要な対応を行うべき場合として挙げられているが、「特定解除等の条項を含む外国法準拠の既存の契約に係る新規の取引を行う場合」とするのが正確ではないか。	特段の修正は不要と考えます。
28	保険会社向けの総合的な監督指針Ⅱ-5-4-1-2	国内の金融機関同士の契約においても、外国法準拠であった場合は対応が必要との理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
29	金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針Ⅳ-8-2-2	本規制はグループベースで適用されるため、海外現地法人が海外顧客と行う外-外の契約書にも適用されるが、預金保険法上のステイの決定の効力等を及ぼすことが当規制の目的であることを鑑みると、具体的に適用対象となる外-外の契約書は日本国内の親会社等のグループ会社が保証人又は指定組織(Specified Entity)に指定されている契約書、すなわち日本国内の会社の破綻がトリガーとなり早期解約権が行使される可能性のある契約書という理解で良いか。	貴見のとおりです。
ステイの決定の効力等が当該契約に及ぶことを可能にするために必要な対応等			
30	主要行等向けの総合的な監督指針Ⅲ-11-2-2(1)	規制遵守のために考えられる対応の①として「国際的に共通のプロトコルを採択するとともに取引の相手方が当該プロトコルを採択していることを確認する方法」が挙げられているが、ISDA 2015 Universal Resolution Stay Protocolがここの「国際的に共通のプロトコル」に含まれると理解してよいか。	貴見のとおりです。
31	主要行等向けの総合的な監督指針Ⅲ-11-2-2(1)	規制遵守のために考えられる対応の①として「国際的に共通のプロトコルを採択するとともに取引の相手方が当該プロトコルを採択していることを確認する方法」が挙げられているが、ISDA 2015 Universal Resolution Stay ProtocolのJapanese Annexに記載される内容と同内容のJapan Jurisdictional Moduleを内包するISDA Resolution Stay Jurisdictional Modular Protocolがここの「国際的に共通のプロトコル」に含まれると理解してよいか。	貴見のとおりです。
32	主要行等向けの総合的な監督指針Ⅲ-11-2-2(1)	ISDA 2015 Universal Resolution Stay Protocol及びISDA 2015 Universal Resolution Stay ProtocolのJapanese Annexに記載される内容と同内容のJapan Jurisdictional Moduleを内包するISDA Resolution Stay Jurisdictional Modular Protocolのいずれもが「国際的に共通のプロトコル」に含まれる場合、少なくともそのいずれか一方を採択するとともに、取引の相手方が当該同一のプロトコルを採択していることを確認することをもって、同規定において求められる必要な対応を行っているとして理解してよいか。	各プロトコルの対象取引を行う限度では、当該プロトコルを自ら採択し、また、取引の相手方が同一のプロトコルを採択していることを確認することをもって、必要な対応を行っているとして解することは可能であると考えられます。なお、これらのプロトコルは、当該プロトコル採択時点で締結済みの契約にのみ効力が及び、その後に締結する契約については、個別契約で手当する必要があることに留意下さい。
33	金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針Ⅳ-8-2-2(1)	規制遵守のために考えられる対応の①として「国際的に共通のプロトコルを採択するとともに取引の相手方が当該プロトコルを採択していることを確認する方法」が挙げられているが、ここで言うプロトコルとはISDA 2015 Universal Resolution Stay Protocol とISDA Resolution Stay Jurisdictional Modular Protocol (及び、これに対して今後作成されるであろうJapan Jurisdictional Module)の両方を含み、いずれか一方に参加し、かつ相手方にも参加してもらうことで本規制を遵守したことになると理解してよいか。	ISDA 2015 Universal Resolution Stay Protocol、ISDA Resolution Stay Jurisdictional Modular Protocolの各対象取引を行う限度では、貴見の方法も適当と考えられます。なお、これらのプロトコルは、当該プロトコル採択時点で締結済みの契約にのみ効力が及び、その後に締結する契約については、個別契約で手当する必要があることに留意下さい。
34	主要行等向けの総合的な監督指針Ⅲ-11-2-2本文(注)	「銀行グループでの管理体制を整備」をするにあたって、「グループの中核会社である銀行」がグループ各社のプロトコルの採択状況を一元管理する場合、「グループ内の証券子会社」から「ステイプロトコルの採択状況」や「個々のISDA Master Agreement」にステイ条項を盛り込んでいる旨」を受領することは、ファイヤーウォールに抵触しないという理解でよいか。	本指針に関連して、銀行グループレベルでの管理態勢を整備するために、グループ内の証券子会社から態勢整備に係る情報を受領することは、いわゆるファイヤーウォール規制(金融商品取引法第44条の3)に抵触するものではないと考えられます。

No.	項目	コメントの概要	金融庁の考え方
35	主要行等向けの総合的な監督指針Ⅲ-11-2-2(1)②	「・・・及ぶことを契約書に明記する対応」について、「・・・及ぶことの契約上の同意を得る対応」等、基本契約中への明記を要件としない表現にしてください。	具体的な対応は、必ずしもⅢ-11-2-2(1)の注書きに限定されるものではありませんが、取引の相手方の同意内容は、契約書に明記する事が望ましいものと考えられます。なお、個別の契約書とは別途、取引の相手方による包括的な同意内容が明記された契約書が作成されており、当該同意の効果が個別の契約に及ぶことが客観的に明らかである場合には、必ずしも個別の契約書に取引の相手方の同意内容を明記する必要はないものと考えられます。
36	主要行等向けの総合的な監督指針Ⅲ-11-2-2(2)	既存契約についても、「ステイの決定の効力等が当該契約に及ばない場合の影響の重要性を勘案した上で、必要に応じ」て、新規取引と同様の対応を行うことが望ましいとされているが、既存契約に基づき新規の取引を行う予定がない場合は規制対象から除外してほしい。	新規の取引を行う予定がないことをもって一律に既存契約を本指針の対象から除外することは、秩序ある処理等の円滑な実施の確保の観点から、適当ではないと考えられます。
37	保険会社向けの総合的な監督指針Ⅱ-5-4-1-2	本監督指針の適用範囲となる外国法準拠の契約を有していない場合、国際的に共通のプロトコルを採択することや、取引の相手方が当該プロトコルを採択していることを確認する対応は不要という理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
38	金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針Ⅳ-8-2-2	「指定親会社については、指定親会社グループで管理態勢を整備する必要がある」とあるが、これは必ずしも指定親会社が、グループ各社の契約状況・プロトコル批准状況を一元管理する態勢を直ちに求めるわけではなく、個々の会社グループの実情にあった管理態勢(例:グループ共通のガイドラインのもとに、原則グループ各社で管理。親会社は適宜管理状況につき報告を受ける 等。)を整備・構築することで本規制を遵守できるとの理解で良いか。	個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられますが、個々の会社グループの実情に即した管理態勢の整備・構築が求められると考えられます。
対象となる法人等			
39	主要行等向けの総合的な監督指針(全般)	主要行向け本監督指針の「外国法準拠の契約に対してステイの決定の効力等を確保するための対応」の対象には、信託銀行は含まれているものの、信託口座は入っていないとの理解で良いか。	信託銀行が受託者となる信託勘定に係る対象契約も本指針の対象となります。
40	主要行等向けの総合的な監督指針(全般)	外国法準拠の契約に対してステイの決定の効力等を確保するための措置に係る規制は、預金保険法第126条の2の適用対象となる「金融機関等」による遵守が期待されるものと理解している。この点、かかる「金融機関等」のなかに「外国銀行支店」(銀行法第47条第2項)が含まれている。「外国銀行支店」への当該規制の適用であるが、①銀行法上の免許の対象となっていない海外本店・支店、及び、②当該法人の子会社・関係会社(日本で別途規制を受けているものは除く。)、のそれぞれについて、当該規制の適用範囲外と理解しているが、相違ないか。監督指針案において、必ずしも、明確ではなかったため、何う次第である。	貴見のとおりです。
41	主要行等向けの総合的な監督指針(全般)	外国銀行が、日本の顧客企業とMULTI BRANCHの外国法準拠のISDA MASTER契約を締結しておりかつ外国銀行の在日支店(以下「在日支店」といいます。)もMULTI BRANCHのひとつに指定されている場合、その前提事実だけでは本件改正監督指針は在日支店に適用されないとの理解です。すなわち、本件改正監督指針は、在日支店にブックされるデリバティブ取引等の本件改正監督指針対象取引が締結される場合にはじめて適用されます。また、本件改正監督指針で、プロトコル等の採択・相手方の採択確認措置等が「望ましい」とされる「既存取引」とは、MULTI BRANCHの事例の場合あくまで在日支店にブックされている既存取引が存在する場合をさすものであり、既存取引が在日支店以外に全てブックされているのみで、在日支店がMULTI BRANCHにリストされているだけの状態であれば、本件改正指針に対応する措置は不要となります。以上の理解で正しいかご確認願います。	外国銀行が免許を受けて日本において銀行業を営んでいる場合、当該外国銀行の日本における支店(以下「外国銀行支店」といいます。))において締結される契約が本指針の対象となる他、当該外国銀行の海外本店及び海外支店において締結される契約であっても、当該契約上、外国銀行支店が取引可能店舗(いわゆるマルチブランチ)として指定されている場合には、本指針の対象となります。
42	主要行等向けの総合的な監督指針Ⅲ-11-2-2本文(注)	「銀行グループで管理体制を整備する必要がある」とあるが、東京支店のみが登録金融機関であり、海外本店及び海外支店は登録金融機関ではない場合、そもそもステイの決定の効力等は海外本店及び海外支店には及ばないため、海外本店及び海外支店の締結した契約書は(当該契約で東京支店がカバーされていない限り)規制対象外という理解でよいか。 ISDAの契約書で海外本店が契約当事者であるが、マルチブランチに適用があるとして登録金融機関である東京支店も契約でカバーされる場合は、当該契約は規制対象内との理解でよいか。 海外本店及び海外支店の締結した契約書(当該契約で東京支店がカバーされていない場合)が、仮に規制対象内の場合、海外本店及び海外支店が日本の顧客と締結した契約のみが対象との理解でよいか。また、日本の顧客の海外支店と締結した契約書は対象内か。	
43	主要行等向けの総合的な監督指針Ⅲ-11-2-2 本文(注)	海外に本店を有する銀行の東京支店が登録金融機関となっている場合等において、当該金融グループが他法域での特別破綻処理の枠組みに組み込まれている場合においては、当該枠組みにおいて求められる同等の措置の履行をもって本監督指針案への対応と看做して頂きたい。 更に、外銀等の本邦現法に関しても同現法が属する金融グループの破綻処理の枠組みがSPEかつ当該法域におけるStay条項の盛り込み要件が同現法にも及ぶ場合には同様の措置が可能と考えられる。	各国ごとに規制の目的が異なるため(例えば、本指針の目的は、預金保険法上のステイの決定の効力等を外国法準拠の対象契約に及ぼすこと)、諸外国の規制に基づく同等の措置の履行をもって、本指針への対応と認めることは適当ではないと考えられます。

No.	項目	コメントの概要	金融庁の考え方
44	保険会社向けの総合的な監督指針Ⅱ-5-4-1-2	当監督指針において、外国法準拠の法律とは、日本以外の外国の法律を指すと考えられますが、仮に、海外子会社が本監督指針の適用範囲となる場合、当該海外子会社に対しても、日本以外の外国法準拠の契約に対してステイの決定の効力等を及ぼす対応が必要になるという認識でよろしいでしょうか。（例えば、米国に子会社がある場合、当該子会社から見た「外国」とは、「米国以外の国」ではなく、「日本以外の国」という認識でよろしかったでしょうか。）	貴見のとおりです。
45	保険会社向けの総合的な監督指針Ⅱ-5-4-1-2	「保険会社グループ」の範囲は、預金保険法第126条の2第2項第2号で規定されている「保険会社」「保険持株会社」「保険会社子法人等」「保険持株会社子法人等」「外国保険会社等」を指すという理解でよろしいでしょうか。また、海外子会社であっても、「保険会社子法人等」や「保険持株会社子法人等」に該当する場合には、「保険会社グループ」に含まれるという理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
46	金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（全般）	「外国法準拠の契約に対してステイの決定の効力等を確保するための対応」の対象には、投資運用業者は含まれないとの理解で良いか。	ご理解のとおりです。ただし、当該投資運用業者が、預金保険法第126条の2第2項第3号に規定する金融商品取引業者に該当する場合等、預金保険法の対象となる金融機関等に該当する場合にはこの限りではありません。
47	金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針Ⅳ-8-2-2	金商業者向け本監督指針の4-8-2-2への追記改正案には、契約締結等にかかる留意事項及び既存の契約に係る留意事項においては、ステイの決定の効力等が契約に及ぶことを可能とするための必要な対応が実質的に求められている。これに関連し、例えば、信託ファンド（投資一任契約において投資運用業者指図対象となる、信託銀行を受託者とする信託財産を意味するものとします。）及び信託ファンドの運用代理人である投資運用業者が当事者である契約については、当該改正案をもって対応を求められるものではないことを確認したい。	No.46において示したとおり、投資運用業者は本指針の適用対象ではありません。ただし、当該投資運用業者が当事者である契約についても、信託銀行等、預金保険法の対象となる金融機関等が対象取引に係る契約の当事者に含まれる場合、当該金融機関等は本指針の対象となります。
48	金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（全般）	Agency ISDA（信託銀行からISDA契約締結権限の委託を受けて投資運用業者が信託ファンドのために締結するISDA契約）につきましては、信託ファンド側のISDA契約当事者は、（当該信託ファンドの受託者となる信託銀行ではなく）投資運用業者となろうかと存じます。この場合、仮に、Agency ISDAが存在する場合であっても、投資運用業者は金商業者向け本監督指針の「外国法準拠の契約に対してステイの決定の効力等を確保するための対応」の対象とはならないという理解で良いか確認したい。	ご質問の趣旨が必ずしも明らかではございませんが、No.47において示したとおり、当該投資運用業者が当事者である契約についても、信託銀行等、預金保険法の対象となる金融機関等が対象取引に係る契約の当事者に含まれる場合、当該金融機関等は本指針の対象となります。
その他			
49	主要行等向けの総合的な監督指針（全般） 金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（全般）	本件改正監督指針に対応するためには、各顧客にステイの意味、効果等および対応策としてのプロトコル（とくに JURISDICTIONAL MODULAR PROTOCOL）に関し、よく理解してもらうことが不可欠です。そのため、本件改正監督指針に関する公表用説明資料を作成していただき、これらの点の説明を踏まえた内容にして頂くようお願いします。また顧客と議論を重ね理解を得るための時間を考慮し、本件改正監督指針の施行には十分な時間をお取りいただきますようお願いいたします。	貴重なご意見として承ります。
50	主要行等向けの総合的な監督指針（全般） 金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（全般）	本件改正監督指針の「ステイ決定効力等」の範疇は特定解除等の制限と債権者保護手続きについての特例措置であり、EUのBRRDのように契約上のペイル・イン効果を顧客に認証させることまで求められないとの理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
51	主要行等向けの総合的な監督指針（全般） 金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（全般）	本事項は、従前から関係当事者の関心事項であり、本件改正監督指針を遵守する上でも、金融機関と顧客相互の重要な関心事項となることが予想されますので、ステイ決定の特定解除等の措置実施期間の上限を2営業日という形で明確にすることをお願いします。	預金保険法第137条の3に基づく決定に係る措置期間実施中は、当該決定の対象となる契約については、同条第1項に規定する関連措置等が講じられたことを理由とする契約の特定解除等の条項は効力を有しないこととなりますが、その具体的な期間については、金融安定理事会の「主要な特性」の趣旨も踏まえつつ、（事業譲渡等及びこれに伴う資金援助を含む）実効的な破綻処理を可能とする観点から、実際に秩序ある処理等を行う場合において適切に判断していく必要があると考えられます。 なお、預金保険法第137条の3第1項に規定する関連措置等には、認定又は特定認定に関連する倒産手続上の措置も含まれると考えられます。 （参考）「主要な特性」付属文書I-Annex5 2.1(ii)早期解約条項の発動停止の期間は厳しく制限される（例えば、2営業日を超えない期間）。
52	主要行等向けの総合的な監督指針Ⅲ-11-2-2 本文	「外国法準拠の契約に対するステイの決定の効力等の確保に向けた国際的な動向を踏まえ」とあるが、ここでの「ステイの決定の効力等」はⅢ-11-2-1で定義された日本法下におけるステイの決定の効力等ではなく、諸外国における同様のステイの決定に基づく効力を指すものとも理解される。そうであれば、定義語である「ステイの決定の効力等」とは異なる用語を使用するのが正確ではないか。	ご指摘を踏まえ、文言を修正致しました。

No.	項目	コメントの概要	金融庁の考え方
53	主要行等向けの総合的な監督指針 Ⅲ-11-2-2(1)②	ステイの対外効確保に係る相対契約文言、本JMP導入に関する説明資料について本邦共通のフォーマットが必要。	貴重なご意見として承ります。
54	全般	本件は破綻法制レベルでの対応に時間を要するため、それが済むまでの期間対応として行うものと理解している。 各国間の破綻処理の相互認証等本格的な対応措置を迅速に進めて頂きたい。	貴重なご意見として承ります。